

壱岐市農業委員会定例会（平成29年11月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年11月27日（月） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第62号 非農地証明願について
  - 議案第63号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
  - 議案第64号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について

7. その他

---

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。先月は、視察研修に出席されました農業委員さん方、お疲れ様でした。それでは定刻になりましたので、只今より平成29年11月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は…番…委員さん、…番…委員さんより欠席の届け出が出ております。

本日の出席委員は19名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは座らせて頂いて、これより議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請

について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人です。農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、贈与・交換ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

34番 土地の所在

郷ノ浦町田中触字上戸田	・ ・ ・ ・ ・	田	903㎡
郷ノ浦町半城本村触字前間	・ ・ ・ ・	田	358㎡
同じく	・ ・ ・ ・	田	1,476㎡
同じく	・ ・ ・ ・	畑	264㎡
同じく	・ ・ ・ ・	畑	173㎡
郷ノ浦町半城本村触字中田	・ ・ ・ ・ ・	田	54㎡
同じく	・ ・ ・ ・ ・	田	500㎡
田が5筆で3,291㎡、畑が2筆で437㎡ 計7筆の3,728㎡			
譲渡人、・ ・ ・ ・ ・			
譲受人、・ ・ ・ ・ ・			

経営地は田が5,327㎡ 畑が3,866㎡ 計9,193㎡です。

申請理由、譲渡人、現在、耕作中の次男に贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作物は、トマト栽培です。農機具はトラクター、管理機、動力噴霧器、軽トラです。田植、稲刈は委託をされております。農作業歴は4年ですが、おじいさんと一緒に農業をされてありました。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今まで通りですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月22日に・・・委員さん、譲受人立ち会いの下、現地確認を行なっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 おはようございます。地区担当の・・・でございます。22日に今事務局の方から説明がありました通り・・・さん立ち会いの下、現地調査を行いました。・・・さんは、先程説明がありました通り4年前に・・・さんの孫になれるんですけども長男さんも亡くなられて、お祖父さんと2人で農業を後継者として後を継ぐということで帰って見えて、尚かつ振興局の方に研修制度がありますので、そちらの方の研修で長崎の方で研修を受けられて来てあります。先日お祖父さんが亡くなられて、その財産というのは長女の・・・さんの方に相続をされ、ついでにという事で・・・さんの方に贈与をすると・・・家の後継者として農地を守って行くという事で現在近隣の遊休ハウスを利用して、トマトの栽培を主にやっておられます。地域とも少しずつではありますが協力しながら後継者として頑張っておられますので、何ら問題は無いかと思っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第61号34番は決定いたします。続きまして35番の説明を求めます。

事務局 はい、35番と36番は関連がありますので、一括して説明いたします。

35番土地の所在、

勝本町東触字若松・・・・・・・・畑 1, 341㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が6, 288㎡ 畑が3, 653㎡ 計9, 941㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人 双方の要望により交換する。ということです。権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人が40年、妻7年です。通作距離は700mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして36番土地の所在

勝本町東触字若松・・・・・・・・畑 687㎡

同じく・・・・・・・・畑 248㎡

計 2筆で935㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が8,853㎡ 畑が6,145㎡ 計14,998㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人 双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人が43年、妻30年です。通作距離は150mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月22日、・・委員さん、・・・・さんのお母さん、・・・・さん立ち会いの下、現地確認を行なっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

お早うございます。地区担当の・・です。只今、事務局の方からの説明の通り11月22日に両・・さんに立ち会って頂いております。共に繁殖農家でありこの土地が「わのう」の部分が一寸あるもので利便性を高めるという意味合いと後、権利関係を明確にしようやという事で交換という事になっております。そうした意味でも何ら問題は無いかと思っております。また、面積的に片一方が1,341㎡と935㎡となっておりますが、1,341㎡に関しましては法面と取り付け道路等も含まれている為、実際の畑の面積として

は、ほぼ同等というような形になっております。皆様のご審議をよろしく  
お願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございません  
でしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案  
第61号35番と36番も決定いたします。続きまして、議案第62号「非  
農地証明願について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第62号「非農地証明願について」、このことについて、次の  
とおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

9番 土地の所在

芦辺町中野郷本村触字中ノ尾・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地  
面積 1,308㎡

同じく・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 面積 1,175  
㎡計 2筆で2,483㎡

転用目的 宅地及び雑種地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 平成10年に、中野郷本村触字中ノ尾・・・・を農地法第4条  
の許可により、居宅を建築した折りに、左記農地を宅地の一部及び進入路、  
庭地として利用している。というものです。位置図、写真は4頁から5頁で  
す。11月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行って  
おります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 22日に事務局と申請人・・・・さん立ち会いの下、現地を確認しました。  
宅地を造成した折り、ここは段々畑だったそうで切れ倒しをしてあるそうで、  
その時、写真をご覧の通り宅地の一部そして道路、園地という事で使われて  
いるようです。ここは殆ど申請人本人の土地ですので、別に周りは問題無い  
と思えますけども皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませ  
んでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第  
62号は、決定いたします。続きまして議案第63号「老岐農業振興地域整備  
計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第63号「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見に  
ついて」、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農  
業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、

審議 のうえ意見を付して回答をする要がある。

16番 土地の所在

勝本町新城西触字丸尾・・・・・・・・畑 188㎡

除外目的 住宅用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 申請地に新居を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。11月22日に・・委員さん、申請人とそのお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。事務局の説明のとおり11月22日に現地確認を行いました。・・さんはお父さんの所で畜産業を営んでおられますが、現在、借家住まいの為、不便をきたしてあります。牛舎に近い申請地に自分の家を建築したいとの事でありますので、皆さん方のご審議をよろしく願います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第63号は意見を付して回答いたします。続きまして議案第64号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第64号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

6番 土地の所在

芦辺町箱崎江角触字前峰・・・・・・・・畑 1,198㎡

変更の内容 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。11月22日・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当委員の・・・です。事務局の説明の通り22日10時40分頃だったと思います。申請人の・・・様立ち会いの下、事務局と私で現地確認をいたしました。・・・さんは、皆さんもご存じだろうかと思いますが、2月27日の未明朝方3時頃、牛舎が火事に遭われまして親牛6頭中5頭が焼け死んでおります。子牛1頭が大やけどを負いまして、助かっておりましたが、10月に販売されております。その時分より牛舎の建築に向けて話をされておりましたが、どうしても前の牛舎の所には、あの惨憺たる現場にはどうしても家の脇の前の所には作られないという事で場所を探しておられましたが、この度、勝本境の農協の第2キャトルセンターが一番近い訳でございます。そこに土地が出来ましたので建築をしたいという事で申請がなされております。農協の施設はキャトルセンターと繁殖研修センターの大型の施設がございますし近くには6件程大型の個人の牛舎がございます。まず、箱崎江角では・・・さんの牛舎、・・・さんの牛舎、・・・さんの牛舎、それと勝本では・・・さんの牛舎と・・・さんの牛舎と・・・さんの牛舎、その6件の牛舎が近くにありますので自分もその仲間入りをしたいという事で計画されておりますので、地域的には問題無いと思いますが、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第64号につきましては、意見を付して回答いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。